

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済状況は、輸出環境の改善や経済・金融政策の効果などを背景に、緩やかに回復しつつあるとされているが、海外景気の下振れ等が景気を下押しするリスクとなっており、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

こうした状況の中、東京都は、住民の定住確保、中小企業の支援及び負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、区民の生活や区内小規模事業者の経営はさらに厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化や景気回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について平成26年度も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年10月23日

江東区議会議長 星 野 博

東京都知事 あて